

経済産業省
貿易経済協力局 貿易管理部
安全保障貿易管理課 浅井課長殿
安全保障貿易審査課 和爾課長殿
安全保障貿易国際室 荒木室長殿
写)

2021 貿情セ調（経提）第 1 号

2021 年 6 月 15 日

安全保障貿易管理課 熊野課長補佐殿、杉浦法規係長殿
安全保障貿易審査課 門野総括課長補佐殿、渡边上席審査官殿
安全保障貿易国際室 佐藤課長補佐殿 鈴木係長殿

かくはん機（貨物等省令第 2 条第 2 項第六号）の改正要望

一般財団法人 安全保障貿易情報センター
生物・化学兵器製造装置分科会
主査 梶谷 真也

現行のかくはん機の規制振り、即ち貨物等省令第 2 条第 2 項第六号の内容は下記 3. に示すように Mar 2013 及びそれ以前の AG CCL の内容に沿ったものとなっております。一方、AG CCL は Feb 2014 の改訂で designed for が追加されましたが、貨物等省令はこれに対応した改訂がされないまま、現在に至っております。今般の要望書 Feb 2014 付け AG CCL の改訂内容で designed for の追加に対応してものです。ご検討をお願い申し上げます。

1. 改正対象

貨物等省令第 2 条第 2 項第六号

2. 現行省令等記載文及び改正提案文

改正案	現行
(貨物等省令第 2 条第 2 項第六号) かくはん機であって、第一号に該当するものに用いられるように設計されたもの又は・・・	(貨物等省令第 2 条第 2 項第六号) かくはん機であって、第一号に該当するものに用いられるもの又は・・・

3. 対応する AG 原文

(現行、Feb 2014 及びそれ以降を含む)

Agitators designed for use in the above-mentioned reaction vessels or reactors; ----
(Mar 2013 及びそれ以前)

Agitators for use in the above-mentioned reaction vessels or reactors; ----

4. 他の Regime 原文(designed for use----)に対応する他の貨物等省令の例

1) 貨物等省令第 4 条第五号ロ

第七号ハ (二) 1 から 8 までのいずれかに該当する方法において使用するよう特に設計したもの

WA 1.B.2.b.

Specially designed for use in one of the processes specified by 1.C.2.c.2.

2) 貨物等省令第 10 条第一号イ (三)

慣性航法装置又は慣性誘導装置に使用するよう設計したものであって、981 メートル毎秒毎秒を超える直線加速度で使用することができるように設計したもの

WA 7.A.1. a. 3.

Designed for use in inertial navigation or guidance systems and specified to function at linear acceleration levels exceeding 100 g;

6. 反応器について

化学プラント等一般産業用に用いられる反応器は標準品、汎用品ではなく受注生産のカスタムメイド品です。反応器の主要部分品であるかくはん機もこれと同じです。よって今回要望書の内容が採用されても、懸念の用途に日本からの輸出品が用いられるという恐れはないものと考えられます。

以上